

# 国民健康保険山城病院組合組織条例

平成26年11月26日

組 合 条 例 第 6 号

改正 平成29年 3月28日 組合条例第1号

平成30年 2月 8日 組合条例第3号

平成30年11月 8日 組合条例第6号

平成31年 2月 6日 組合条例第3号

令和 4年 2月22日 組合条例第2号

令和 4年11月11日 組合条例第11号

令和 5年11月24日 組合条例第6号

(施設等の設置)

第1条 国民健康保険山城病院組合（以下「組合」という。）に、次の施設を置く。

- (1) 京都山城総合医療センター（以下「病院」という。）
- (2) 介護老人保健施設やましろ（以下「保健施設」という。）

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、組合に事務局を置く。

(分掌事務)

第2条 施設に次に掲げる部及び室を置き、必要に応じて係又は科を置く。

(1) 病院

ア 事務部

医事課、診療情報管理室

イ 診療部

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・代謝内科、リウマチ科、脳神経内科、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、救急部、手術部、腎センター、HCU部、NICU部、総合内科部、化学療法部

ウ チーム医療統括部

緩和ケアチーム、褥瘡<sup>じよくそう</sup>対策チーム、NST

エ 診療技術部

放射線課、臨床検査課、臨床工学室、栄養管理室

オ 看護部

外来、腎センター、中央手術室・中央材料室、病棟

カ 健診センター

キ 薬剤部

ク 地域医療推進部

地域医療連携室、患者サービス推進室、退院支援室、居宅介護支援事業所

ケ 医療安全管理部

医療安全対策室

コ 感染防止対策部

感染防止対策室、ICT

(2) 保健施設

ア 管理部

イ 診療部

ウ 看護・介護部

2 事務局に次に掲げる組織を置く。

(1) 総務担当

(2) 経営担当

(3) 管理担当

(4) システム情報管理室

(臨時又は特別の事務処理)

第3条 臨時又は特別の事務処理については、前条の規定にかかわらず、管理者がその都度、別に定めることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、組合組織の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日組合条例第 1 号)

この条例は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成 30 年 2 月 8 日組合条例第 3 号)

この条例は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 8 日組合条例第 6 号)

この条例は、平成31年1月1日から適用する。

附 則(平成 31 年 2 月 6 日組合条例第 3 号)

この条例は、平成31年3月1日から適用する。

附 則(令和 4 年 2 月 22 日組合条例第 2 号)

この条例は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和 4 年 11 月 11 日組合条例第 11 号)

この条例は、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和 5 年 11 月 24 日組合条例第 6 号)  
この条例は、令和5年11月1日から適用する。